



けやき通信

ごあいさつ 「11月の季語」

最近「秋が短い」ということをよく耳にします。そこで、言葉から秋を感じてもらえればと思い11月の代表的な季語をご紹介します。

「立冬」「初冬」「初霜」など冬の訪れを感じさせるものがあります。一方、「小春」「小春日和」など少し暖かさを感じさせるものもあります。また一雨ごとに徐々に気温が下がっていく、まさにこの時期にピッタリの「時雨」もあります。

その他にもこの時期を一言で表した季語はたくさんありますので、皆さまも一度調べてみて、目や耳からも11月を感じてもらえればと思います。

さて「今月のテーマ」ですが、大きなテーマは「相続」で変わりありませんが、今回から個別の論点を取り上げて行きます。

「一話読み切り」ですので、是非お読みください。

今月のテーマ 「相続人は誰？～代襲相続と数次相続～」

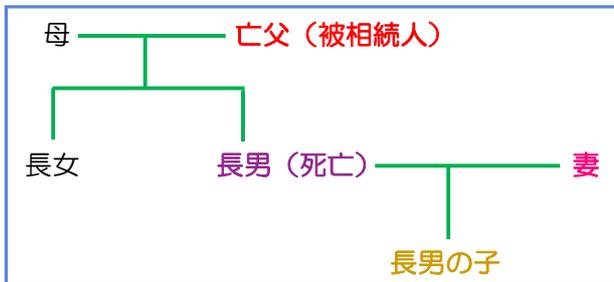


1. 遺産分割は相続人全員で！

遺産分割は相続人全員が参加して行います。もし、一人でも参加していない場合は、遺産分割は「無効」となります。

2. 相続人は誰？？？

では、図1の家族関係で、「亡父」の相続手続きのため誰が遺産分割に参加するか？を考えていきます。(図1)



3. 相続人を決めるルール

相続人を決めるのに次のルールがあります。

- ①被相続人の「子」は、第一順位の相続人となる。
- ②被相続人の「妻」は、常に相続人となる。

上記のルールから、「亡父」の子である「長女」と配偶者である「母」は相続人となります。

では、死亡している「長男」はどうでしょうか？

4. 長男が死亡した時期がポイント

長男の死亡が、亡父より「先」か「後」かで結論が異なります。

つまり、被相続人より「先」に死亡している場合は「代襲相続」、「後」に死亡している場合は「数次相続」となるからです。

5. 「代襲相続」とは・・・

「代襲相続」とは、被相続人の子が被相続人の死亡以前に死亡した時、被相続人からみて「孫」が相続人となることです(子の妻は相続人となりません)。

図1でいうと、「亡父」の孫である「長男の子」が相続人になります(長男の妻は相続人になりません)。

これにより、亡父の遺産分割に参加するのは、母・長女・長男の子の3名という結論になります。

6. 「数次相続」とは・・・

「数次相続」とは、被相続人が死亡した後に相続の承認をしたものの、相続手続きをしないうちに相続人が死亡し、次の相続が生じることです。

図1でいうと、「亡父」が死亡した時には長男は存命で亡父の相続を承認していれば、亡父の相続人は、「母」・「長男」・「長女」の3名となります。

その後、「長男」が死亡していますので、長男の亡父の相続人である地位を、「長男の妻」と「長男の子」が相続します。

つまり、亡父の遺産分割協議に参加するのは、母・長女・長男の妻・長男の子の4名という結論になります。

このように、代襲相続か数次相続かで遺産分割に参加する者が異なってきますので、注意が必要です。

事務所のご案内



司法書士 吉川 豊
TEL 0562-91-4350
豊明市西川町島原2-2 シマ原ビル103
業務時間：平日9時～18時

(事前のご予約で、時間外・土日も対応可能です。)



主な取扱い業務

- ✓相続・遺言の作成支援・成年後見等
- ✓不動産の贈与・売買・担保権抹消
- ✓会社設立・役員変更・目的変更

(当事務所HP)

